

寡婦年金

対象者 第1号被保険者として、10年以上保険料を納めた夫が亡くなったときに、10年以上婚姻関係のあった妻

年金額 夫の第1号被保険者期間で計算した老齢基礎年金の4分の3
※60歳から65歳になるまでの間支給されます。

死亡一時金

対象者 第1号被保険者として、36年以上保険料を納め、老齢基礎年金・障害基礎年金のいずれも受けずに死亡した方と生計を同じくしていた遺族

支給額 120,000円～320,000円

6. どんな時に手続きが必要なの？

	こんなとき	必要なもの	届出先
加入・喪失の届出	60歳未満で会社を退職したとき ※扶養している配偶者がいる方は、配偶者の届も必要です。	・年金手帳(基礎年金番号通知書) ※本人及び扶養の配偶者 ・資格喪失証明書	国保年金課 市民課総合窓口 各支所・出張所
	配偶者の扶養から外れたとき ※収入が増えた方や離婚した方	・年金手帳(基礎年金番号通知書) ・扶養から外れた日を証明できる書類	
免除	保険料の納付が難しいとき ※自営業、無職の方などは「免除制度」または「納付猶予制度」(50歳未満の方) ※学生の方は「学生納付特例制度」	・年金手帳(基礎年金番号通知書) ・(失業・退職した方)雇用保険受給資格者証または雇用保険離職票の写しなど ・(学生の方)学生証の写しまたは在学証明書	国保年金課 各支所・出張所
	妊娠・出産したとき ※会社にお勤めの方は、勤務先へ相談してください。	・年金手帳(基礎年金番号通知書) ・母子手帳	
受給者の届出	受取先を変えるとき	・預貯金通帳	年金事務所
	受給している方が亡くなったとき	必要書類やお手続き窓口など、詳しくは日本年金機構東北福島年金事務所にお問い合わせください。	年金事務所 国保年金課

20歳になっても日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届かないとき(厚生年金加入者とその配偶者で扶養されている方を除く)は、加入の手続きが必要になります。

日本年金機構では、20歳になられた方向けに国民年金制度を動画でご案内しています。

動画はこちら▶(URL)<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html>



※窓口で手続きする方の、本人確認のできる書類(運転免許証など)をお持ちください。

※マイナンバーでの手続きもできます。マイナンバーの分かる書類(マイナンバーカードなど)をお持ちください。

※上記以外の書類が必要になる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

※給付には、そのほかにも要件などがありますので、詳しくはお問い合わせください。



7. 納めるのが難しいときは？

所得が一定額以下の場合、保険料の納付が免除や猶予される制度があります。受給資格期間に含まれますので、将来、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けとれなくなることを防ぐため、保険料を未納のままにせず申請してください。

対象者と審査方法		保険料免除		納付猶予		学生納付特例	
	自営業・無職の方など	50歳未満の方	対象校の学生				
前年所得の審査対象者	本人・配偶者・世帯主	本人・配偶者	本人	未納の場合			
年金受給資格期間	老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に入ります。			受給資格期間に入りません。			
老齢基礎年金額	免除額に応じて反映されます。	年金額に反映されません。			年金額に反映されません。		
後から保険料を納める(追納)	10年以内なら納めることができます。 (2年を過ぎると当時の保険料に一定額が加算されます。)			2年を過ぎると納めることができません。			

8. どこに相談すればいいの？

●福島市役所国保年金課国民年金係(本庁舎1階)
〒960-8601 福島市五老内町3番1号

☎ 525-3738

●日本年金機構東北福島年金事務所
〒960-8567 福島市北五老内町3番30号

☎ 535-0141 (音声案内)

●街角の年金相談センター福島(受給手続きの対面相談のみ)
〒960-8131 福島市北五老内町7番5号 イズム37 2階

予約専用電話

☎ 531-3838



マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから加入や免除等のオンライン申請が可能です(一部手続きを除く)。



福島市観光PRキャラクター
「ももり」

ねんきんネットをご活用ください。

※「ねんきんネット」…これまでの年金記録や、将来受け取る年金の見込額などご自身の年金に関する情報をパソコンやスマートフォンから、いつでもどこでも確認できるサービスです。

